

議第百十七号

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の一部を次のように変更するものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の変更

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院定款の一部を次のように変更する。

別表一の表多治見市前畑町五丁目八番地四五の項中「多治見市前畑町五丁目八番地四五」の下に「（令和七年一月九日同所八番四五及び八番六八に分筆）（令和七年二月十七日同所八番六八

を寄附）」を加え、

二、七二五・六六

を

二、七二五・六六（現在は、二、六三八・五四）

に改

め、同表多治見市前畑町五丁目一六一番地の項中「多治見市前畑町五丁目一六一番地」の下に

「（令和七年一月九日同所一六一番及び一六一番五に分筆）（令和七年二月十七日同所一六一番

五を寄附）」を加え、

二五、九二三・七〇

を

二五、九二三・七〇（現在、二五、五八七・九四）

に改

める。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

